

徴税手続における電子メールによる差押令状の送達について

2023 年 12 月 日本法弁護士 難波 康明 フィリピン弁護士 大場 正己 フィリピン法弁護士 カインダイ・ジェネベス・ケイ

歳入規則 (RR) 第11-2023 号

財務省(DOF)は、1997 年内国歳入法(Tax Code)第208条に基づき、内国歳入庁(BIR)に対し、電子メールおよび電子署名を差押令状の追加送達手段として使用するためのガイドラインを定めたRR第11-2023号を発行した。

1. BIR の救済措置の概要-銀行口座の差し押さえ

BIR は税金の徴収を担当する機関として、税法により、裁判所の判決を経ることなく強制徴収する権限を有している。



そのような権限の中には、以下に引用する税法第 208 条に規定されているように、銀行口座 を差し押さえる権限も含まれる。

「銀行口座の差押えは、納税者および銀行の頭取、支店長、会計係、その他の責任ある役員 に差押令状を送達することによって行われる。差押令状を受け取った銀行は、政府の請求を 満たすのに十分な額の銀行口座をコミッショナーに引き渡さなければならない。」

RR 第 11-2023 号で指摘されているように、上記の規定に従って差押令状を発行する従来の慣行は、物理的な送達、または関係する預託銀行への建設的/代替的手段¹を通じたものであった。従って、銀行預金に対する差押令状の送達方法として電子メールを追加利用することは、BIR がより「迅速、効率的かつ効果的な方法」で税金を徴収できるようにすることを意図している。

2. 電子メールによる差押令状送達のガイドライン

電子メールによる差押令状の送達に関し、BIR は以下の手順を遵守するものとする。

- 1. 地域統括官、徴収業務担当補佐官 (CS)、大口納税者サービス担当補佐官 (LTS)、および大口納税者管区事務所長 (LTDO)は、滞納納税者の預金に対して 発行された差押令状を発行し、電子署名を行う。
- 2. 徴収部、売掛金監視部(ARMD)、LT-徴収執行部(LTCED)、および当該 LTDO (総称して、「当該 BIR 事務所」)は、BIR 事務所の公式電子メールアドレスを使用して、署名された差押令状を、該当する差押令状が送達・発行された納税者の納税

¹ 当事者が登録住所にいない場合、または受領当事者が文書の受領を拒否した場合の送達方法を指す。これは一般的に、登録住所への郵送、または受領当事者が受領しなかったり受領を拒否した後に指定された人物や役員に文書を預けることによって行われる。

義務の詳細を示すとともに、登録納税者の地域内の銀行本店および銀行支店に同時 に送信・送達する。

- 3. 銀行本店および銀行支店は、正式な電子メールアドレスがない場合は、登録されている当該 BIR 事務所に提供する必要がある。
- 4. 差押令状の送達は、かかる電子メールが送信された時点、または、利用可能な場合は、差押令状の送達の電子通知が送信された時点で完了したものとみなされる。当該 BIR 事務局は、署名された差押令状の受領確認書を、関係銀行の権限を有する職員に要求することができる。
- 5. 電子メールを送信した BIR 職員または従業員は、送達の証明として、印刷された送信 証明を添付した送達宣誓供述書を作成しなければならない。宣誓供述書は、電子メールで送信された署名入り差押令状の写しとともに、当該事案の訴訟事件記録表に 添付されるものとする。
- 6. 当該 BIR 事務局は、関係銀行に対し、発行された差押令状を円滑かつ迅速に処理し、 BIR の公式電子メールアドレスを介して返信を送付するよう要請する。その後直ち に、送達された差押令状のコピーを、確認受領書とともに、該当する場合は電子メールアドレスを通じて、また、書留郵便を通じて、統合納税システム (ITS) および /または内国歳入統合システム (IRIS) に登録されている住所宛に、当該滞納納税者 に送付する。
- 7. また、関係銀行から BIR に電子送信された情報に基づき、差押え可能額を徴収し、差押え中の納税者の預金に対応する管理者小切手を請求するために、関係銀行宛の電子メールで差押え額の請求書を送付し、取扱国税局長に許可書を発行する。
- 8. 当該国税徴収官は、納税者の納税義務を支払う小切手を、納税者の事業所が所在する公認代理銀行に送金する。

3. 留意点

BIR は、略式行政救済手段によって滞納税の徴収を追求することができるが、そのような権限に制限がないわけではなく、BIR は徴収の前に適正な手続を遵守しなければならない。

内国歳入庁長官対 Pilipnas Shell Petroleum Corporation の最高裁判例において 2 、有効な査定を伴わない略式行政救済による BIR の徴税は「無効であり、効果がない」と断じている。従って、RR No.11-2023 に従った差押令状の発行は、依然として BIR における行政手続(すなわち査定)との関連で、その有効性を注視する必要がある。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。 One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ https://oneasia.legal または info@oneasia.legal までお願いします。

²2018年7月9日付G.R.第197945号。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著 者>



難波 泰明 弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士

国内の中小企業から上場企業まで幅広い業種の企業の、人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理案件などの企業法務全般を取り扱う。個人の顧客に対しては、労働紛争、交通事故、離婚、相続等の一般民事事件から、インターネット投稿の発信者情報開示、裁判員裁判を含む刑事事件まで幅広く対応。その他、建築瑕疵、追加請負代金請求などの建築紛争、マンション管理に関する理事会、区分所有者からの相談や紛争案件も対応。行政関係では、大阪市債権管理回収アドバイザーを務めるなど、自治体からの債権管理回収に関する個別の相談、研修を担当。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞するなど、自治体実務、監査業務にも精通している。

yasuaki.nanba@oneasia.legal

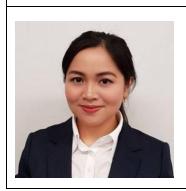


大場 正巳 One Asia Lawyers Group – Oba Law, Philippine local counsel フィリピン法弁護士

企業法務・税務の法律事務所に勤務し、国内外のクライアントの案件を担当し、税務訴訟や行政手続においてクライアントを代理するとともに、税務、外国投資、企業法務に関する法的助言を行う。

One Asia Lawyers では、フィリピンへの投資や進出、データプライバシー、労働法、会社法などの規制遵守に関するアドバイスを提供している。

masami.oba@oneasia.legal



カインダイ ジェネベス ケイ Cainday, Jennebeth Kae フィリピン法弁護士

フィリピンで最大の監査・税務事務所で国際税務の弁護士・アドバイザーとして勤務。多国籍企業に対し、移転価格、事業再編、税務アドバイザリーサービス等を提供。その後、One Asia Lawyers Group に入社し、東京を拠点として、フィリピン法のアドバイスを提供している。

cainday.jennebeth@oneasia.legal